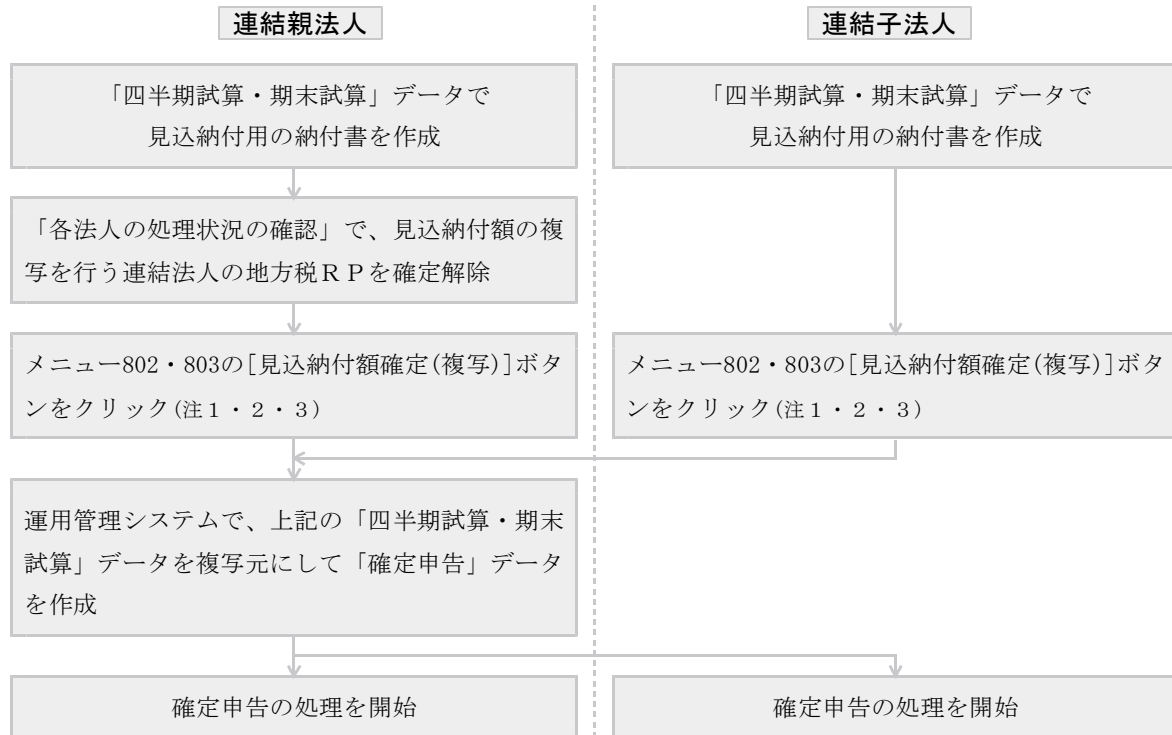


ポイント 見込納付額を地方税申告書に複写する場合の操作手順

「四半期試算・期末試算」データで見込納付額を計算した場合は、「**確定申告**」データを作成する前に、「四半期試算・期末試算」データで見込納付額を以下の手順で地方税申告書(第6号様式、第20号様式)に複写する必要があります。

(注)メニュー802・803で入力した見込納付額は、運用管理システムの[202. データの作成]メニューで新たに作成したデータには引き継がれません。そのため、当該処理が必要となります。



(注) 1. 見込納付額の複写後は、地方税R P(メニュー502)の[見込納付額]欄に金額が正しく複写されているかを確認してください。

2. 複写後に「四半期試算・期末試算」データで地方税R Pを確定する必要はありません。地方税R Pの確定を解除したままでも、「確定申告」データの作成が行えます。

3. 複写後に全体計算を行うと、確定申告税額から見込納付額を控除した金額がメニュー802・803の[申告計算結果]欄に表示されますのでご注意ください。